

文化的景観

加賀海岸地域の海岸砂防林と集落景観

[保存調査 普及版]

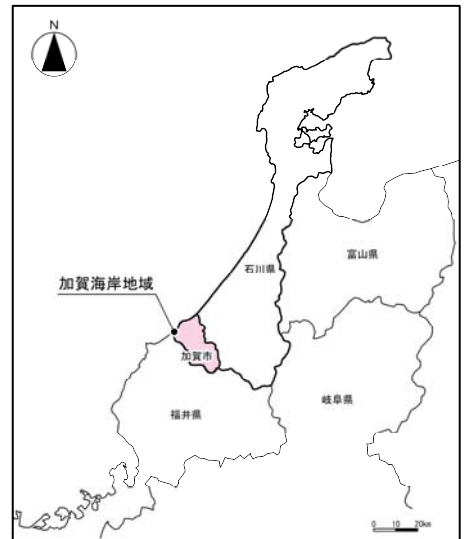


加賀海岸地域とは

加賀海岸地域は、日本列島中央部の日本海側を占める石川県の加賀市の南端にあります。塩屋港から片野にかけて約4kmの海岸線を形成し、海浜には約1kmの幅のクロマツを中心とする海岸砂防林があります。その背後に集落が点在し、南側に水田が広がり、大聖寺川が流れています。

集落は、塩屋町^{しおやかたの}、大聖寺瀬越町^{だいしょうじせごえ}、大聖寺上木町^{うわぎ}、大聖寺下福田町^{しもふくだ}、片野町があり、いずれも江戸時代初期には村として成立していたことが知られ、塩屋町や大聖寺瀬越町、片野町は北前船の船主や船頭等の居住地であり、大聖寺上木町、大聖寺下福田町は農村でした。

また、沿岸から海岸林にかけては越前加賀海岸国定公園に指定され、クロマツの海岸砂防林は自然休養林にも設定されています。地域内には天然記念物「鹿島の森」や「片野鴨池」、さらに民俗文化財「坂網猟」等の文化財が存在しています。多くの野鳥が集まる片野鴨池は、国際的に重要なラムサール条約登録湿地となっており、豊かな自然と歴史文化が息づいている地域です。



加賀海岸地域の位置



加賀海岸地域の地形と指定文化財（国・県）

加賀海岸地域の植林事業

江戸時代初期の片野から上木には檜林が広がり、越前三国の三里浜より移住し、漁業と製塩を生業とする中浜村という集落もあったと伝えられています。

しかしながら、あたりの樹木は製塩の塩木等として積極的に利用されるようになり、江戸時代半ばには砂漠化が進み、中浜村が廃村になるなど飛砂被害が甚だしくなりました。このような中で大聖寺藩が海岸砂防植林を積極的に進めたものの、飛砂被害は収まることはなく、さらに江戸時代末から明治維新の混乱や放置により海岸林は荒廃しました。

明治6年(1873)の地租改正により海岸林の大部分は国有林となり、明治30年(1897)の森林法の制定とともに保安林に指定されました。その後、地元からの請願により加賀海岸地域は国の海岸砂防事業の一つとして取り上げられ、明治44年(1911)から大正13年(1924)の14年間にかけて植栽事業が行われました。砂防垣を設置して植林し、並行して前丘を造成することにより、飛砂を抑え、安定化することに成功しました。その後も補植等が昭和11年(1936)まで継続されました。

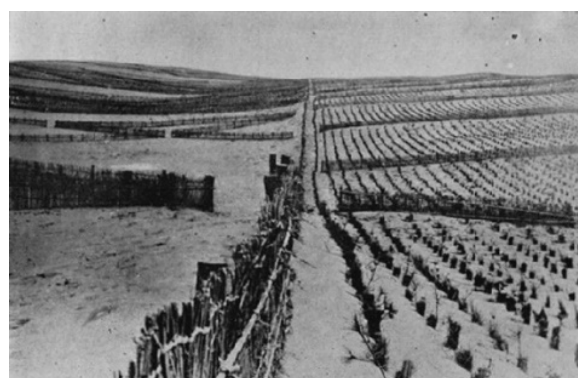
集落では明治中期の里道や土地の区画割りが今も継承され、海岸砂防林内では大正期に築設された砂防垣の痕跡が確認できます。近世から近代にかけて自然と人間の営力により進められた海岸砂防事業は、飛砂の防止と樹林の回復だけでなく、前丘として発達した海岸付近には全国屈指の貴重な海浜植物群落の形成をもたらしました。林内ではかつて、生活燃料としてコッサ(松葉)が採取され、現在は森林浴やキノコ採取で親しまれています。

国有地において海岸砂防植栽事業により形成されたクロマツを中心とする林を「海岸砂防林」とし、国有林と民有林を包含したものを「海岸林」と定義しています。



中浜村の表記

資料：江沼郡一町一分見取分間絵図



植栽及び砂防垣の状況(大正7年)

資料：『砂濱国有林海岸砂防事業の概要』



植林作業の様子

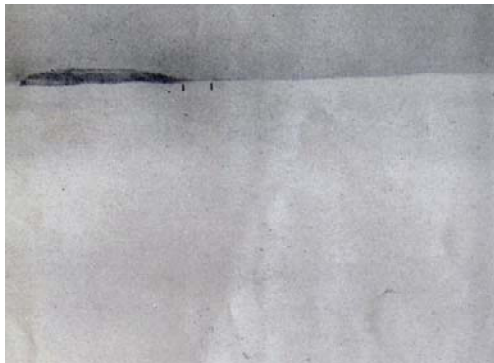


現在の加賀海岸地域の海岸砂防林の様子

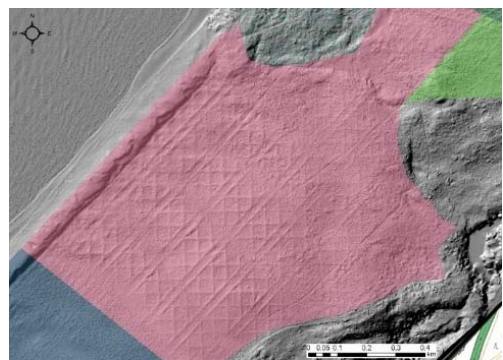
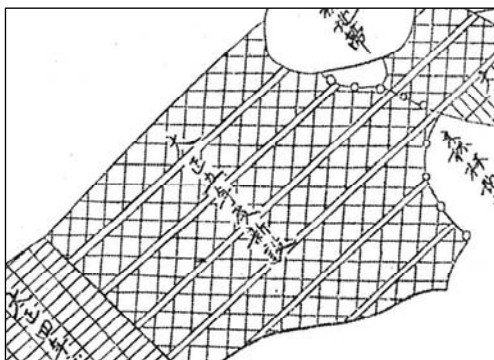
加賀海岸地域の現在（いま）

加賀海岸地域は、明治44年から大正13年の国有林海岸砂防事業等により、植栽面積約284ha、植栽数量約650万本の新植と補植が行われ、長さ約4km、幅約1kmに及ぶ広大なクロマツ林として蘇りました。

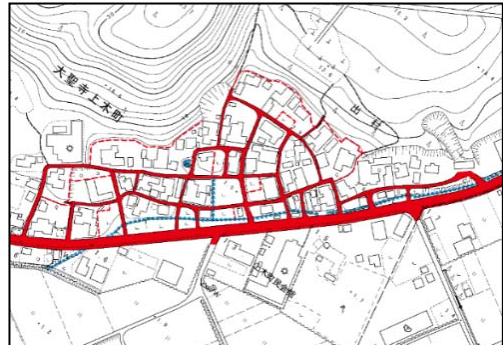
- 砂漠だった海岸は、海岸砂防林の成長とともに根づいた豊かな自然環境に変貌し、全国屈指の貴重な海浜植物群落も形成されています。



- 大正期に築設された砂防垣は、波状に起伏した微地形としてその痕跡を残しています。



- 明治中期の里道や土地の区画割りが、今も継承されています。



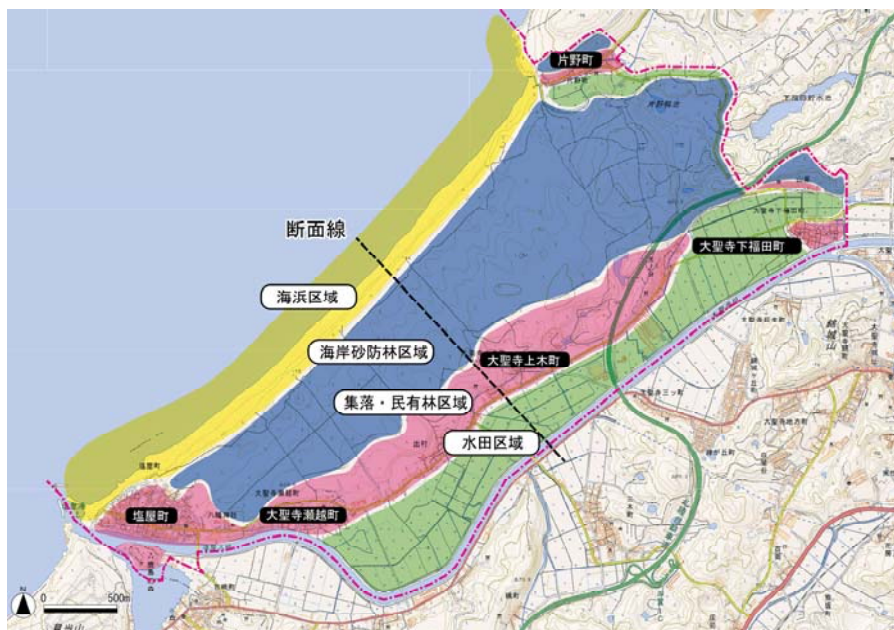
（上木町出村）

文化的景観の価値

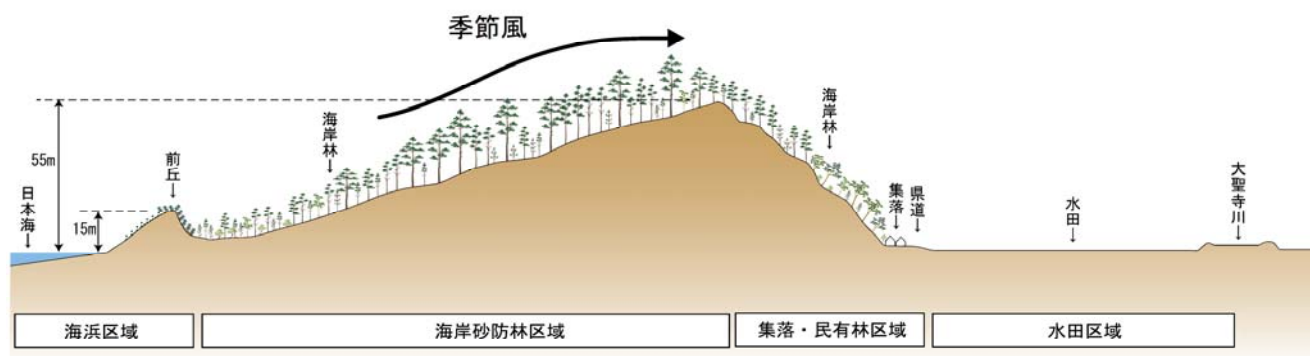
～自然と人間の営力が築き上げた～

加賀海岸地域の海岸砂防林と集落景観

大陸からの季節風や沿岸流によって飛砂や堆砂の影響を受けやすく、砂丘が発達した北陸の日本海沿岸にあって、広大な海岸砂防林を築いて宅地や農地を飛砂から保護してきた集落の典型を示す景観地です。加賀海岸地域と呼ばれる石川県加賀市の沿岸部では、製塩等に伴う樹木伐採により飛砂被害が深刻化し、18世紀半ば以降、大聖寺藩が海岸砂防植林を積極的に進めた。これが明治に入ってから荒廃し、明治30年の森林法制定後、同44年から大正13年の国有林海岸砂防事業によって現在の海岸砂防林が築かれ、管理が継続されてきました。日本海と大聖寺川に挟まれた区域には、東西4km、南北1km規模のクロマツを中心とする海岸砂防林が広がり、この北側（海側）には汀線に沿って標高約15mの前丘が伸び、西側から南側にかけては海岸砂防林を縁取る道に沿って集落が点在し南方に農地が広がり、海岸砂防林の東端は橋立丘陵で区切られています。丘陵に守られた南裾の集落の水田と池沼は、かつて堆砂が川を塞ぎ止めて大池を形成した跡であり、この水を隧道で抜いて築かれたものです。このような土地利用が形作る独自の景観に加え、前丘や森林、池沼等に見られる豊かな動植物も、本文化的景観の特徴です。地域住民と海岸砂防林との関わりは、時代に応じて変化を見せるが、現在ではキノコ採取やレクリエーションの場として親しまれています。



加賀海岸地域の景観単位（平面構造）



加賀海岸地域の景観単位（断面構造）

地区別の特徴

■塩屋地区

本地区は、大聖寺川河口の集落です。南側に大聖寺川が流れ、北東にクロマツが繁茂する海岸林が広がり、西側に塩屋港があります。

大聖寺川の河口を利用した塩屋港は、江戸時代より北前船・渡廻船などの海運業が栄え、大聖寺藩唯一の外港となっていました。西野、浜中、亀田などの北前船の船主を輩出しています。塩屋町から片野町まで続く広い砂丘海岸は、釣人や観光客が訪れる風光明媚な美しい地区です。地区の南側を流れる大聖寺川を挟み、陸続きの小島となっている鹿島の森（国指定天然記念物）があります。集落内には、海岸林に貯留した雨水等を使用した井戸が多数分布しており、貴重な水源として生活を支えています。また、鹿島神社、八幡神社、金比羅神社が鎮座し、信仰の場として祀られてきました。



塩屋町の風景

鹿島の森と集落の様子（柳井清治氏提供）

■瀬越地区

本地区は、大聖寺川河口付近の右岸にあります。南側に大聖寺川が流れ、北側に海岸林が広がっています。

北側のクロマツ林には、集落と海岸をつなぐ旧作業道が残っています。住民は、国有林を小松林、民有林を大松林と呼んでいました。北潟から続く湖水越しに見える沿岸村落は、竹の浦（現在の瀬越、塩屋、吉崎）と称され、風景が絶佳であることから、多くの文人墨客が訪れました。江戸時代、住民の多くは海運業に従事し、大いに発展しました。^{ひろみ おおいえ かどや いたや よも}廣海、大家、角谷、板谷、四方などの多くの北前船の船主を輩出しています。廣海の祖先は、飛砂被害により廃村となった中浜村の住人です。集落内には、北前船主屋敷や船主らの寄付によって建てられた旧瀬越小学校（現 竹の浦館）が残っています。また、大聖寺川のほとりには石積みの船着き場が残っています。西端には白山神社が鎮座しており、信仰の場として祀られてきました。



大聖寺瀬越町の風景

集落の背後にクロマツ林が見える

■上木地区

本地区は、大聖寺川河口から約4km 上流の右岸に位置し、北側はクロマツの海岸林に接し、南側には水田が広がっており、古来より稲作を中心とした農業で生業を立ててきた地域です。本村と出村に分かれて細長い集落を形成しています。

両村のほぼ中間に上木菅原神社が鎮座しており、この辺りに湧水がみられ、東方面には本村、西方面は出村へと流れています。また、出村には明治初期の地図に記載されたため池が今も水を湛えており、本村東端の民有林内には民話になっている盲ヶ池があります。飛砂による被害が著しい地域であったことから、大正時代から昭和時代に行われた国の植林事業の最も中心的な地域であり、集落内の土地区画は明治初期とほぼ同じで、集落から海岸林、海岸へと続く旧作業道や里道が残り、集落内の井戸、洗い場、石仏、地藏、巨木等が見られます。



大聖寺上木町の風景

集落の背後にクロマツ林が見える

■下福田地区

本地区は、大聖寺川河口から直線距離で約5km 上流の右岸に位置します。本村、山岸、犬ノ沢の3つに分散して集落を形成しています。海岸林は主に北側から西側にかけて集落を囲むように形成し、その東に水田が広がっています。

3集落のそれぞれに八幡神社が鎮座しています。海岸林には落葉樹が繁茂し、平坦な水田による農地に恵まれた地域です。北寄りには片野鴨池の捕鴨猟区になっており、かつてはこの地域の住民も鴨猟をしていました。昭和初めに書かれた『苅憩紀聞』によると、「昔この村には大きな沢（小さい谷）がありました。そこにオオカミが生活していたので犬ノ沢と名づけた」という伝説が残っています。



大聖寺下福田町の風景
集落の背後に落葉樹の樹林が見える

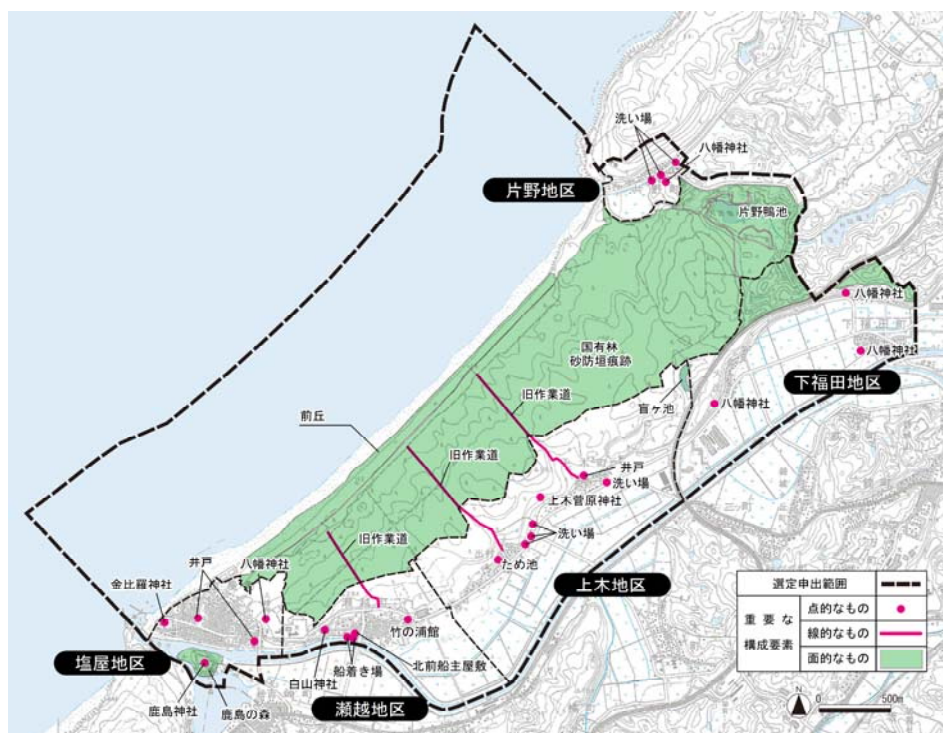
■片野地区

本地区は、加賀海岸の北端にあり、東西に細長い集落を形成しています。北側には断崖が迫り、南西側には砂浜が広がる入江の付近に集落を形成し、その南側にはクロマツの海岸林が広がっています。農地には恵まれず、漁業収入にも乏しかった片野の村民は、植林事業では砂防垣人夫として雇われていました。

集落内の南側には、海岸に注ぐ水路が流れており、洗い場が点在しています。さらに南には八幡神社が鎮座、その背後に墓地があります。西側には、塩屋まで続く広大な砂浜があり、集落から南西方向に500m程度下がった海岸の砂浜には、軽石凝灰岩層が台地状に露出した「長者屋敷」があります。考古学的には、土師器や須恵器の破片をみることができ、『苅憩紀聞』によると、昔の長者が住んでいた屋敷跡なのだそうです。夏場は地元客をはじめ、加賀温泉郷の観光客で賑わう市内有数の海水浴場である片野海水浴場があります。付近には、ラムサール条約登録湿地の片野鴨池があり、江戸時代より伝承されている「坂網獵」が行われています。



片野町の風景
集落の背後に落葉樹の樹林が見える



選定申出範囲と重要な構成要素

加賀海岸地域の今後

日本の多様な気候風土の中で、人々が地域の自然と関わりながら生業を立て、生活を営む中で長い年月をかけてその土地ならではの特徴的な景観ができました。

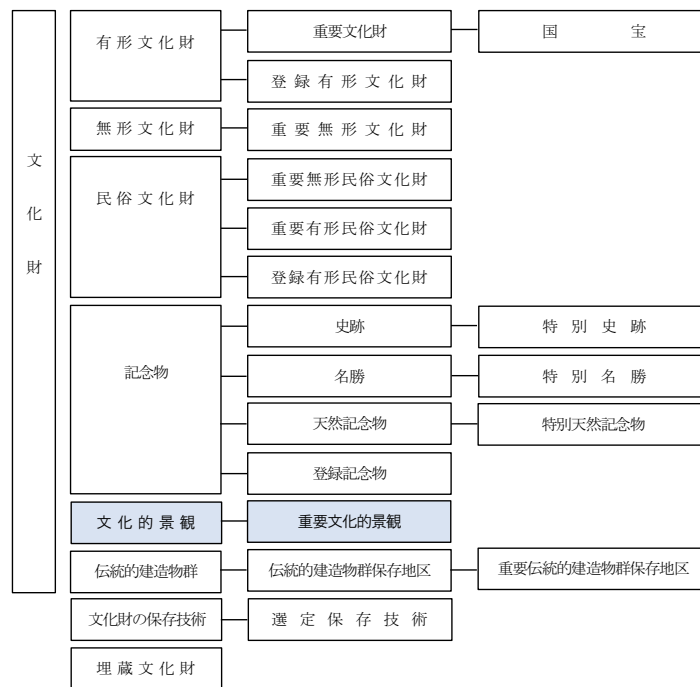
このような歴史と風土に根ざした暮らしの景観は、日本の文化を理解する上でとても大切ですが、身近であるがゆえに、その良さに気づかれることなく失われつつあります。

平成16年の文化財保護法の改正に伴い、こうした景観を受けつぐ土地を「文化的景観」とし、新たな文化財として位置づけられました。

■文化的景観とは

文化財保護法 第134条において、文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、特に重要なものを重要文化的景観として選定することができます。

令和元年12月末日現在、全国で65件が選定され、石川県内では金沢市、輪島市の2件があります。



文化財保護の体系

＊お問い合わせ＊

加賀市観光推進部文化振興課

〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二 41 番地

TEL 0761-72-7888 / FAX 0761-72-7991

E-mail : bunkashinkou@city.kaga.lg.jp